

個別施策管理シート 対象事業年度 平成 24 年度

政策	5 安全な港	施策推進 責任者	港営部長 企画調整室長 建設部長
基本施策	08 施設の安全性・信頼性の向上		
個別施策	23 港湾施設の機能を維持・強化する		

1. PLAN(目的・内容)

目的	サービスの対象者(誰のために)	港湾利用者、立地企業							
	サービスの対象物(何を)	港湾施設							
	意図(どういう状態にしたいのか)	機能を確保し、適正に管理されている							
内容	港湾施設について法定点検や維持管理点検などの日常管理を適切に行い、必要な施設の改良・補強工事を早急に始めるとともに、維持管理計画の実施によって、港湾施設の機能を確保し、適正に管理していきます。								
	港湾施設の補修を計画的かつ効率的に実施するため、港湾施設の維持管理計画書を作成し、機能の維持・強化を図ります。								
目標	港湾施設の補修を計画的かつ効率的に実施するため、港湾施設の維持管理計画書を作成し、機能の維持・強化を図ります。						目標達成に影響する外的要因等		
成果指標名	実績等	年	H20	H21	H22	H23	H24	目標 H24	指標の説明(式)
			実績	件	4	500	976	1,100	
必要な施設における維持管理計画書の作成(累計)	達成率	%	0.3	36.7	71.7	80.8	105.1		24年度までに維持管理計画書を作成する施設数【内訳】土木:1057、建築:202、機械:80、電気:23 24年度に作成施設数を見直したため、目標値を上回りました。
			実績	件	0	0	0	0	0
要求性能が確保されていないため使用停止した港湾施設の数	達成度	○/×	○	○	○	○	○		
			達成度	○/×	○	○	○	○	○

2. Do(個別施策を構成する各事務事業の取組内容と今後の方向性)

重点化	担当課名	事務事業名(コード)	事務事業の概要	主な活動・成果指標	平成24年度実施事業に基づく評価結果								
					平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値 (年度)	平成24年度 未済の 状況 ※1	平成25年度以降の取組の方向性			備考(判断の理由・目標年次の変更等)
					実績	実績	実績見込み			事務事業 ※2	成果 ※3	コスト ※4	
	(企画調整室) 計画担当	小型船だまり計画の策定(港湾計画の策定)(個23事01)	官公庁船、業務船、作業船を機能に応じた適切な配置を検討するものです。	策定進捗率(%)	34.0	38.0	50.0	100 累計 (H25)	やや遅れ	継続	→	→	環境変化に対応した港湾のマスタープランである港湾計画の改訂に向けて着実に取り組むため。
	(企画調整室) 事業担当	金城ふ頭岸壁(-10m)(改良)整備事業(個23事02)	施設の安全性の確保を図るため、岸壁を改良します。 規模:W54~W57 800m	事業進捗率(%)	100.0			100 累計 (H22)	完了				
	(港営部) 海務課	水域施設・係留施設の維持管理(個23事03)	航路、泊地などの水域施設及び岸壁、係留浮標などの係留施設を巡視・点検し、経年劣化又は利用者による損傷・不良箇所を補修し、又は補修させます。	良好な係留施設及び泊地率(%)	75.0	71.0	72.3	100 (継続)	順調	継続	→	→	事故防止などの安全対策上不可欠であるため。
	(港営部) 港湾管理事務所	荷さばき地の管理運営(コンテナターミナルを除く)(個23事04)	施設の使用状況を把握し、無許可使用や施設への損傷の有無に注意を払い、損傷等の不具合が生じた場合は、緊急度に応じた補修を実施します。	施設提供率(%)	93.3	99.9	100	100 (継続)	順調	継続	→	→	事故防止などの安全対策上不可欠であるため。
	(港営部) 港湾管理事務所	上屋の管理運営(個23事05)	上屋の使用許可事務、及び施設の点検を実施し、不良箇所があれば補修を実施します。	修繕計画の進捗率(%)	53.3	60.0	66.7	100 (継続)	順調	継続	→	→	事故防止などの安全対策上不可欠であるため。
	(港営部) 港湾管理事務所	臨港道路の維持管理(個23事06)	臨港道路を巡視することにより、損傷した箇所があれば速やかに応急措置をします。	道路損傷等に起因する事故件数(件)	1	0	1	0 (継続)	順調	継続	→	→	事故防止などの安全対策上不可欠であるため。
	(港営部) 港湾管理事務所(コンテナ)	荷さばき地の管理運営(コンテナターミナル)(個23事07)	飛鳥ふ頭北・南公共コンテナターミナル補修箇所について、利用者の要望を聞きつつ、優先順位を定めて実施します。	飛鳥ふ頭北・南公共コンテナターミナル内事故件数(件)	0	0	0	0 (継続)	順調	継続	→	→	事故防止などの安全対策上不可欠であるため。
	(港営部) 港湾管理事務所(コンテナ)	荷役機械(ガントリークレーン)及び受変電設備の維持管理(個23事08)	荷役機械(ガントリークレーン)及び受変電設備を点検・検査し、不良箇所の修理を行います。	公共ガントリークレーン稼働率(%)	99.0	99.0	99.0	100 (継続)	順調	継続	→	→	事故防止などの安全対策上不可欠であるため。
	(建設部) 維持管理担当	維持管理計画(基本計画)の策定(個23事09)	港湾施設を適切に維持管理するための供用期間、維持管理レベル(予防保全、事後保全)等の基本事項の設定を行います。	策定進捗率(%)				100 累計 (H20)	完了				
	(建設部) 維持管理担当	維持管理計画書の作成(個23事10)	各施設の現状把握(目視、腐食調査、橋梁点検)に基づく、維持管理計画書の作成を行います。	計画書作成進捗率(%)	68.2	76.7	100	100 累計 (H24)	順調	完了			24年度にて計画書作成完了のため。
	(建設部) 施設工事担当	吹き付けアスベスト施設の点検(個23事11)	本組合の所管する施設の内アスベストの使用された施設について、実施された定期点検報告を取りまとめます。	アスベスト測定対象施設の確認率(%)	100	100	100	100 (継続)	順調	継続	→	→	継続的に点検をするため。
	(企画調整室) 事業担当	弥富ふ頭道路(改良)整備事業(個23事12)	車両走行の安全性と快適性を図るため、臨港道路を改良します。 規模:延長2.9km、幅員3.5m×4~6車線	事業進捗率(%)	20.2	100.0		100 累計 (H23)	完了				
	(企画調整室) 事業担当	港湾施設の維持補修事業(個23事13)	整備場所:名古屋港内 内容:港湾施設である係留施設(岸壁、船だまり、物揚場)及び臨港交通施設(道路、橋梁)等の維持補修	事業進捗率(%)	17.1	54.3	60.0	100 累計 (H26)	順調	継続	→	→	順次施設を維持補修する必要があるため。
	(企画調整室) 事業担当	飛鳥ふ頭道路(改良)整備の事業化(個23事14)	飛鳥ふ頭内の臨港道路改良及び交差点改良の事業化に向けて、関係者調整及び予算要求を行います。	要求額の予算化(回)		1		1 (H23)	完了				
○	(企画調整室) 事業担当	高潮防波堤(改良)整備事業(個23事15)	老朽化対策及び耐波性向上のための改良(延長4.6km)を行います。	事業進捗率(%)		3.8	9.5	100 累計 (H26)	やや遅れ	継続	↗	↗	国により改良方法の見直しが行われ、成果、コストともに拡大を図る必要があるため。
	(企画調整室) 事業担当	飛鳥ふ頭道路(改良)整備事業(個23事16)	臨港道路の整備、改良及び交差点改良(延長2.7km、幅員3.5m/車線)を行います。	事業進捗率(%)			3.2	100 (H26)	順調	継続	→	→	着実に事業を実施する必要があるため。
	(建設部) 施設事務所	中川口・松重におけるポンプ施設・通船門等の管理(個23事17)	中川口ポンプ施設・通船門等について保守点検を行い、不良箇所を発見した場合は緊急度に応じた補修を実施します。	防災時の施設の故障発生件数(件)			0	0 (継続)	順調	継続	→	→	現行レベルの保守点検を行うとともに、計画的に維持補修工事を行うため。
				施策コスト(事業費合計)	1,389,777	1,701,769	1,607,356						

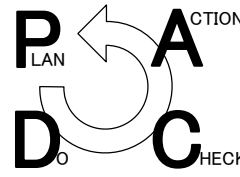
注) 事業費は総事業費から本組合負担分を抽出して計上しています。
注) 目標値欄の「(継続)」は完了年度を定めず行う事業です。この場合の目標値及び目標年度は、原則として24年度の間目標として設定しています。

4. ACTION(個別施策全体の今後の取組の方向性)

平成25年度以降の取組の方向性		平成25年度取組の方向性の判断の理由(本組合財政収支への影響の考察を含む※5)	
区分	成果※3	コスト※4	
拡大維持縮小	↗	↗	・安全・安心の観点から、計画的な維持補修の実施が今後も必要となっていく中で、高潮防波堤の改良整備事業に関わる成果及び費用は相対的に大きいためともに拡大とします。
今後の展開方向(新規事業の創出、事務事業の見直し等)			
<ul style="list-style-type: none"> ・小型船だまり計画の港湾計画の策定に関しては、関係者等との合意形成を図り、25年度を目標に取り組んでいきます。 ・事務事業構成を計画的な維持補修が必要なもののみに見直すなど、次期政策体系の個別施策構成について検討を行っていきます。 ・また、同様に港湾法改正に伴う港湾運営会社が設立された場合は、構成事務事業の見直しが必要となります。 ・国の事業の高潮防波堤(改良)整備事業については、改良の方法等が見直され、事業費が拡大となりましたが、背後地域の生命財産を守るため、完了の目標年次に向け、着実な整備を促進します。 ・更新・修繕費の平準化を図る予防保全計画書の作成業務を追加します。 ・次期政策体系(26年度~)において、本施策及び事務事業構成の見直しの検討を行っていきます。 			

3. CHECK(個別施策全体における取組状況と課題)

前年度の評価結果を踏まえて取り組んだ内容と現状における課題認識	
<ul style="list-style-type: none"> ・小型船だまり計画の策定(港湾計画の策定)については、計画素案の検討を行いました。引き続き25年度の改訂を目標に取り組んでいく必要があります。 ・現場管理においては利用者との調整を密に行い、迅速で効果的な補修を実施しています。 ・高潮防波堤改良整備事業につきましては、国が行う老朽化対策、耐波性検討及び設計、耐波性向上のための改良など調査を行いました。その内容に関して、国と協議しました。 ・港湾施設を計画的かつ適切に維持管理するための技術的知見に基づいた健全度の評価をした維持管理計画書を24年度に作成を完了し、今後は、維持管理計画書の内容を基に、利用度、重要度及び投資効果等を考慮し、港湾施設の計画的な更新・修繕の実施など更新・修繕費の平準化を図る予防保全計画書の作成を行っていく必要があります。 ・事務事業構成を計画的な維持補修が必要なもののみに見直すなどの検討については、検討が十分でなかったため引き続き検討を行う必要があります。 ・政策体系として評価を行うことが適さない日常業務については、次期政策体系の策定において見直しが必要です。 	<p>構成事務事業の適正性(構成される事務事業で個別施策の目標を達成できているかどうか。できていない場合は改善策を記入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の構成が計画的維持から日常補修までと混在しており、整理が必要です。 ・更新・修繕費の平準化を図る予防保全計画書の作成業務が必要です。



個別施策23